

第2章 防災基盤の強化

第1節 都市構造の防災化

第1項	建築物不燃化の推進	□都市政策課
第2項	防災空間の確保並びに整備、拡大	□都市政策課
第3項	中心市街地の再生・土地区画整理事業の推進	□都市政策課

【基本方針】

市は、避難所や避難路、延焼遮断帯等となる幹線道路、都市公園、河川等の骨格的な都市基盤施設や防災安全街区の整備、また防災拠点となる建築物や公共施設の耐震・不燃化の推進、老朽木造住宅密集市街地の解消等を図るための土地区画整理事業、中心市街地の再生等による市街地の面的な整備、水面・緑地帯の計画的確保、防災に配慮した土地利用への誘導等により、地震に強い都市構造の形成を図る。

また、市及び施設管理者は、中高層ビル及び駅等不特定多数の者が利用する都市施設の地震発生時における重要性を鑑み、これら施設における安全確保対策及び発災時の応急体制の整備を推進する。

第1項 建築物不燃化の推進

【計画目標】

地震・津波災害に対する予防対策は、一般災害対策：第Ⅱ編第1章第6節「都市防災化計画」に準ずる。

第2項 防災空間の確保並びに整備、拡大

【計画目標】

地震・津波災害に対する予防対策は、一般災害対策：第Ⅱ編第1章第6節「都市防災化計画」に準ずる。特に、次の事項に関する措置を講じ万全を期する。

1. 計画方針

都市公園の整備を計画的に進め、避難場所としての確保、地震・津波に伴った同時火

災による住宅地等の延焼防止及び拠点となる防災公共空間としての利用、並びに救護活動拠点としての活用等を図っていくことを目的として整備を推進する。

2. 都市公園の整備

災害時における避難地あるいは防火帯、応援隊集結地・野営地、ごみ・災害廃棄物の仮置場、ヘリコプター臨時発着場、応急仮設住宅建設地、災害用仮設トイレ設置場所等としての機能を有する都市公園の整備について、社会資本整備重点計画に基づき推進する。

第3項 中心市街地の再生・土地区画整理事業の推進

【計画目標】

地震・津波災害に対する予防対策は、一般災害対策：第Ⅱ編第1章第6節「都市防災化計画」に準ずる。特に地震・津波対策として次の事項に関する措置を講ずることによって万全を期する。

1. 災害に強いライフライン共同収容施設の整備

市は、次の目的を持って都市施設整備を推進していく。

- 1) 地震災害に比較的強いとされる国土交通省が敷設する情報 BOX 等を活用するほか、道路構造の弱体化や交通障害・道路陥没などの事故を防止するとともに、電柱・架線等の倒壊や断線など応急対策活動に支障をおよぼす物件を排除するため、ライフラインの地中共同収容施設などの整備による防災都市づくりを推進する。

2. 避難地（避難場所）等の整備

市は震災時に住民を安全に避難させるため、広域避難場所や避難路を次のような事項について留意しつつ選定・整備を推進し、住民への周知に努めていくものとする。

（1）広域避難場所等の選定

市街地を要避難地域及び非焼失地域に区分し、以下の選定基準を参考に、非焼失地域内における広域避難場所の選定を検討する。

1) 要避難地域

- ア. 木造建物の建ぺい率が概ね 10%を超える街区が連続した市街地であり、その面積が広域に及び、火災時に住民が組織的・計画的に避難する必要がある地域。
- イ. 浸水、山崩れ及び地すべり等の被害が生ずるおそれのある地域。

2) 非焼失地域

要避難地域以外の地域。

3) 広域避難場所

- ア. 火災延焼によって生じる輻射熱や熱気流等に対して避難者の安全が確保できる場所であること。特に周辺市街地の火災による輻射熱を考慮し算出した安全面積が概ね 10ha 以上であること。ただし、10ha 未満のものであっても周辺地域に耐火構造物が存在しており、火災に対し有効な遮蔽ができる場合には選定できる。

- イ. 危険物、大量可燃物等の災害の発生要因及び拡大の要因となるものが存在しないこと。
- ウ. 河川はん濫や内水はん濫等、冠水・浸水等の危険のないこと。
- エ. 避難者が安全に到達できる避難路と連絡されていること。
- オ. 一定期間の避難者の応急救護活動が実施できること。
- 4) 火災に対する広域避難場所等に避難する住民の居住地域の範囲
 - ア. 広域避難場所等の収容可能人口については、避難者1人あたりの必要面積を概ね1㎡以上として算定すること。
 - イ. 火災に対する避難圏域の境界は、原則として町丁単位とするが、これらの区画が細分化されていないような場合は、道路、河川、鉄道等を境界とすること。
 - ウ. 広域避難場所等の収容可能人口が不足するため、住民等が最短距離にある広域避難場所等に避難することができない場合では、歩行距離増分が極端に増加しないよう留意し、各避難圏域から広域避難場所等までの歩行負担がなるべく均等になるよう配置すること。
 - エ. 火災に対する避難圏域は夜間人口により定めるものとするが、昼間人口が増加する地域では避難場所等の収容可能人口に余裕を持たせること。

(2) 避難路の選定

以下の選定基準を参考に、広域避難場所等へ避難するための避難路選定を検討する。

- 1) 沿道に耐火建築物が多いこと。
- 2) 落下物、倒壊物等による危険または避難障害のおそれが少ないこと。
- 3) 広域避難場所等の周辺では、できるだけ進入路を多くとること。
- 4) 自動車の交通量が比較的少ないこと。
- 5) 危険物施設等に係る火災、爆発などの危険性が少ないこと。
- 6) 防火水槽及び自然水利の確保が比較的容易であること。
- 7) 浸水により通行不能になるおそれがないこと。
- 8) 通行障害発生時の代替道路の事も考慮すること。

(3) 広域避難場所等の整備

1) 避難地（避難場所）の標識等

避難誘導を円滑に行うため、避難場所周辺に避難場所の標識を設置するとともに、遠方からも確認できるよう市街地の状況に応じて必要な広域避難場所についてのランド・マークの設置を検討する。

2) 給水施設

広域避難場所における給水活動を円滑に行うため、次の措置を検討する。

- ア. 広域避難場所内または周辺浄水場、配水場の貯留水を利用するための必要な資機材（ポンプ等）を整備する。
- イ. 広域避難場所内または周辺の公共施設、私有ビル受水槽の活用等について施設の管理者等と調整または協議を推進する。
- ウ. 必要に応じ大型貯水槽を設置するため、設置スペース等を確保しておく。

3) 救護所等

広域避難場所における災害応急対策活動が円滑に実施できるよう、広域避難場所

内部に対する整地または公共用地としての追加取得に努めつつ、医療救護、給水、給食、情報連絡等の拠点となる施設及び放送施設の整備に努める。

4) 進入口

進入口が不足し、避難者が滞留するおそれのある広域避難場所については進入口の拡幅、増設について検討する。

(4) 避難路の安全確保

市及び関係機関は、次により広域避難場所等の安全確保に努める。

1) 火災に対する安全性の強化

ア. 避難路の沿道は、避難者を市街地大火から守るため有効な耐火建築物の整備を促進する。

イ. 貯水槽等の消防水利施設その他避難者の安全のため、必要な施設を整備する。

2) 主要道路における資機材等の整備

主要な道路については地震発生後に一般車両の一時通行禁止措置を行う場合に必要資機材等を整備するよう努める。

3) 危険物施設等に係る防災措置

ア. 危険物施設等

避難路沿いの危険物施設、高圧ガス施設等の安全促進の指導を強化する。

イ. 上水道施設

上水施設等の事故を未然に防止するため、主要道路面の漏水に伴う陥没や異常な路面湧水等がないか巡回点検を強化するとともに、必要な配水本管等の取替え及び防護を計画的に実施する。

ウ. 電力施設

避難路の安全を確保するため次の措置を講ずる。

a. 設備強化

i. 避難路に設置する支持物には、コンクリート柱を使用する。

ii. 電線の混触による短絡断線防止策として絶縁電線を使用する。

iii. 柱上変圧器の落下防止策として強度向上を図った工法を採用するとともに、開閉器については、高信頼度の真空中開閉器を使用する。

b. 設備管理

避難路の設備の維持管理強化を図るため、配電設備を中心とした関連設備への巡回点検を強化する。

4) その他の占用物件

避難路に係るその他占用物件については、巡回点検を強化するとともに、震災時における危険性、当該物件の公共性を勘案し、必要に応じて物件除去などの措置を講ずる。

(5) 津波避難場所等の選定

市は、想定を超える津波による被害を常に念頭に置き、市の沿岸部などを対象として、周辺地域より高台となっている公園や中高層ビルなどを緊急津波避難場所として選定していくよう努める。また、あわせてこれらの避難場所と市本庁舎との連絡設備を整備するよう努めるほか、中高層ビルの施設管理者と災害時の応援協定を締結していくよう努める。